

「平成19年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）におけるすべての契約のうち、いわゆる少額随契（※注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりである。

(1) 「競争性のある契約」の状況

「競争性のある契約」については、件数が12件で上記記載要件を満たす契約全体の約12%、金額が約7億8500万円で全体の約56%であり、金額において全体に占める比率が高くなっている。これは、高額契約である日本司法支援センターの「コールセンター構築・運営等業務委託契約」（「平成19年度随意契約一覧表」No. 3）が含まれていることによるものである。同契約は、平成19年度については随意契約となっているものの、平成18年度において平成18年10月から平成20年3月までの18か月分の経費によることを入札条件として、次年度以降も含めて評価する一般競争入札に付した2年目の契約であり、競争的手続を導入した契約であることから、「競争性のある契約」として整理している。

注) いわゆる少額随契が可能な金額については、国におけるそれと同じである。

(2) 「競争性のない契約」の状況

「競争性のない随契契約」については、件数が86件で全体の約88%、金額が約6億1300万円で全体の約44%と、件数における比率が高くなっている。これは、支援センターが全国規模の組織である性質上、事務所や職員宿舍の賃貸借契約件数が60件と多数に上り、全体の約61%を占めていることによる。こうした土地建物借料については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。

上記事務所・宿舍の賃貸借契約以外では、会計監査人契約が1件で全体の約1%、政府におけるCIO補佐官に類する顧問契約的な契約が1件で全体の約1%、他との互換性がないシステム関係の契約が15件で全体の約15%をそれぞれ占めている。

これらの契約については、その性質上契約の相手方が1者に限られ、随

意契約とならざるを得ないものであると認識している。

2 上記1（2）掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1（2）掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、総表「競争性のない随意契約」中の「その他の契約」については、その件数が9件で全体の約9%、金額にして4,000万円弱で全体の約3%となっており、件数及び金額とも全体に占める割合は小さなものとなっている。これらの契約案件について、随意契約とした各理由は下記のとおりである。

（1）第3表（「随意契約一覧表」）No.81の「事務所改修工事」

支援センター下田地域事務所の改修工事であり、建物の維持管理上の必要性から契約の相手方となるべき者が当該事務所の賃貸人から指定されているものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

（2）同表No.82～84の「判例検索ソフト賃貸借契約」

支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約である。当該ソフトについては、製造元のほか同社の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであることから、随意契約とならざるを得なかったものである。

なお、本件については、3回に分けて契約しているが、これは、常勤弁護士の各赴任時期に合わせて各契約を締結したためであり、意図的に分割発注したものではない。

（3）同表No.85の「退職給付債務計算業務委託及び退職給付会計ソフトの購入」

支援センターの平成18年度決算を行うに際して必要となる退職給付債務の計算業務の委託及びそれを行うためのソフトの購入契約であり、財務会計課において決算作業を行っていたところ、この業務を委託し、また同ソフトを購入・使用しなければ決算を完了することができないことが判明したことから緊急的に随意契約としたものである。

（4）同表No.86の「消費税確定申告書作成等業務委託」

上記決算を行うに際し納付すべき消費税額を確定申告する必要があるところ、当該申告業務を専門家に委託したものである。同契約に当たっては、独立行政法人制度の発足当時からその消費税に関する取扱いに關与し精通している者は契約の相手方以外にいないという理由により随意契約としたものである。

(5) 同表No. 87の「民事法律扶助業務補助人材派遣契約」

民事法律扶助業務における立替金の回収を行うために、早急に体制を整備する必要があったところ、一般競争入札に付す時間的余裕がないという理由により随意契約としたものである。

(6) 同表No. 88の「常勤弁護士用図書1, 044冊購入契約」

本来定価販売が原則である図書の購入に際し、契約の相手方が15%割引と格安な金額で提供することを提案したため、競争入札によることよりも有利であるという理由により随意契約としたものである。

(7) 同表No. 89の「社会保険関係規程作成等に関する委託契約」

これは、就業規則等の各種規程の作成や労働法令に基づく各種書類の作成等を専門家に委託するものであり、契約の相手方が支援センター特有の雇用形態や勤務形態に対する労働法令上の取扱いに精通している等の理由により随意契約としたものである。

3 第2表及び第3表の各記載項目に関する補足説明

第2表「競争契約一覧表」及び第3表「随意契約一覧表」の各記載項目は、国及び独立行政法人の契約に係る情報の公表事項と比較した場合、その様式は異なるものの、内容的には、予定価格及び落札率を除き、同様の内容を網羅しており、必要な情報は盛り込まれているものと認識している。予定価格及び落札率を記載しなかった理由については、予定価格を明らかにすると、それ以降の契約に際して予定価格が推認されるおそれがあるためである。政府内においても、同様の理由により、上記各事項については公表対象から除外している省庁も存すると承知している。

4 随意契約の更なる適正化に向けての取組

契約については、一般競争契約に付する余地が絶対にはないか否かという観点から不断に見直しを行っており、平成20年度においては、上記2(4)(5)と同種の契約についても、上記観点から一般競争契約に移行した。また、これら取組は組織を挙げて行わなければなし得ないことから、本年5月には、①支援センターの契約は一般競争契約が原則であり、随意契約については例外となっていること、さらに、②適正な契約手続をするには、調達依頼となる取得請求書の早期提出が必要であることを記した別添書面を各課・室に発出するなどして、一層の取組強化に努めている。

別添
事務連絡
平成20年5月30日

本部各課・室 御中

総務部財務会計課

物品購入請求書等の早期提出について

当センターが行う契約については、一般競争契約が原則とされており（会計規程（以下「規程」という。）第14条）、随意契約は例外的な取扱いとされています。そして、規程第17条では、①契約の性質又は目的が競争に適しないとき（性質随契）、②緊急の必要により競争入札によることができないとき（緊急随契）、③競争入札によることが不利と認められるとき（有利随契）、④契約の予定価格が少額であるとき（少額随契）、⑤その他事業運営上特に必要があるときは、随意契約によるものとされています。このうち、④の少額随契以外については、真に随意契約によるべきものであることの立証が非常に難しいことから、④以外については、原則に立ち返り、まずは一般競争契約による方向で検討しなければなりません（注1）。

この一般競争契約にするのか、それとも少額随契にするのかについては、「予定価格」を基準に判断することとされており（契約事務取扱細則（以下「細則」という。）第23条）、当課でこの予定価格を算出するに当たって、案件によってはかなりの時間を要する場合があります。そして、予定価格が少額随契の範囲内であったとしても、複数の業者から見積書を徴取する見積り合わせを実施して契約の相手方を決める必要があることから（注2）、ここで若干の時間を要することになります。また、予定価格が少額随契の範囲を超えた場合には、一般競争入札に付すこととなりますが、そのためには、「公告」、「入札説明会」等の諸手続を経る必要があり、ここでも時間を要することになります。

現在、物品の購入等の希望がある場合には、各課・室から別添の「物品購入請求書」等を提出していただいておりますが、その提出が、納入希望時期の直前になって提出されると、上記のような手続を経る必要があることから、希望に添う時期に納入等ができない場合がありますので、今後は、下記の期限までに提出願います。

なお、「物品購入請求書」等の様式については、掲示板に掲載していますが、別添のとおり若干様式を変更したので、今後はこれにより提出願います。

（注1） 国及び独立行政法人の契約において、近時、不適切な随意契約（④以外の契約案件）が常態的に行なわれてきた事例があったことや、これが、税金の無駄遣いに結びついているとして、国会等でかなり厳しく指摘されています。

当センターは、国でも独立行政法人でもありませんが、業務運営のための財源のほとんどを国からの運営費交付金等で賄っているため、国等と同様に随意契約は限定的な取扱いとする必要があります。また、当センターにおいても少額随契以外の随意契約については、国等と同様にその理由等を公表することとされており（細則第25条）、随意契約とした理由が不適切であった場合には、当センターの信用を失墜させることにもなりかねないことから、この点においても随意契約は限定的な取扱いとする必要があります。

（注2）各課・室から適宜、見積書等をいただく場合がありますが、これは、主に予定価格を算出するための参考見積であり、その後、契約をするための見積書を再度複数の業者から徴取して見積り合わせを実施する必要があります。この見積書は、入札を行う場合の「札」の役割を果たすこととなります。

記

- 1 物品購入請求書
提出期限：納入を希望する日の1か月前まで
- 2 印刷請求書
提出期限：納入を希望する日の2か月前まで
- 3 役務請求書
提出期限：役務の提供を希望する日の2か月前まで
- 4 図書購入請求書
提出期限：納入を希望する日の1か月前まで
- 5 ゴム印請求書
提出期限：納入を希望する日の1か月前まで

参考：

会計規程

（契約の方法）

第14条 売買，貸借，請負その他の契約を締結する場合には，公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。ただし，第16条及び第17条に規定する場合は，指名競争に付し又は随意契約によることができる。

（随意契約）

第17条 次の各号に掲げる契約を締結する場合には，随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争に適しないとき
- 二 緊急の必要により競争入札によることができないとき
- 三 競争入札によることが不利と認められるとき
- 四 契約の予定価格が少額であるとき
- 五 その他事業運営上特に必要があるとき

契約事務取扱細則

(随意契約)

第23条 規程第17条第4号の規定に基づき随意契約による場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れる場合
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れる場合
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払う場合
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付ける場合
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをする場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの